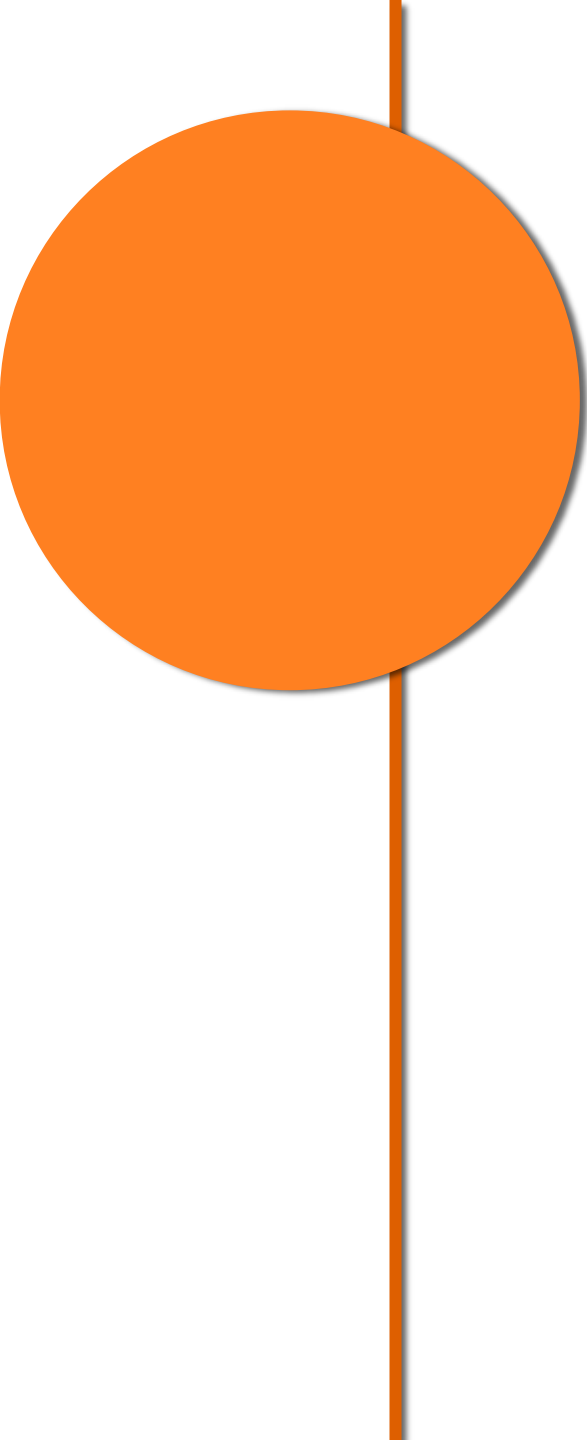
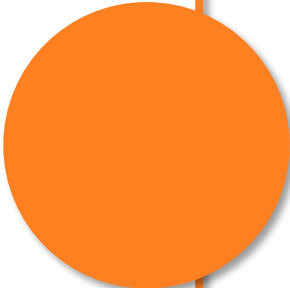


A large orange circle is positioned on the left side of the slide, with a thin orange vertical line extending from the top to the bottom, passing through the center of the circle.

介護サービス事業者経営情報の報告

令和 7 年 3 月 1 3 日(木)
福井県長寿福祉課



報告について

1 報告の対象となる介護サービス事業者

- ・原則、全ての介護サービス事業者が報告対象

- ・ただし、事業所・施設の全てが以下のいずれかに当てはまる場合は、報告対象外

- * 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下

- * 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

2 報告の単位

- ・原則、介護サービス事業所・施設単位の報告

※事業所・施設ごとの会計区分を行っていないなどのやむを得ない場合は、法人単位での報告も差し支えない

3 報告の内容

- ・下記リンク参照

[介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について \[243KB\]](#)



報告について

4 報告方法

厚生労働省が運営する介護サービス事業者経営情報データベースシステムにて報告

→ [ログイン](#) | [介護経営DB](#)

※報告にあたっては、GビズID（GビズIDプライム）のアカウント取得が必要となります

5 報告期限

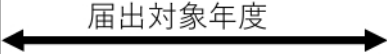
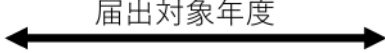
・毎会計年度終了後 3 月以内

※ただし、6 年度内に実施されるべき報告に限り、報告期限を令和 6 年度末までとする

（→令和6年3月31日～同年12月31日までに会計年度が終了する報告）

* 厚生労働省通知より抜粋

(参考 1) 令和 6 年度の報告 (初年度報告) の流れ

		令和 5 年度				令和 6 年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4~3月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							
事業所B 会計年度 10~9月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							
事業所C 会計年度 1~12月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							

(参考2) 令和7年度以降の報告の流れ（以下は令和7年度の例）

		令和 6 年度				令和 7 年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4~3月	届出期間	→							
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所B 会計年度 10~9月	届出期間	→							
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所C 会計年度 1~12月	届出期間	→							
	会計年度	← 届出対象年度 →							

お問い合わせについて

1 報告システム（介護サービス事業者経営情報DB）に関すること

・[問い合わせ支援コンテンツ \[437KB\]](#) をご確認くださいの上で、下記メールアドレスにお問い合わせください

ヘルプデスクメールアドレス：helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp

・お問い合わせに際しては以下の内容を記載してください。

【メール件名】

- ①先頭に「介護経営DB」を付与
- ②上記問い合わせ支援コンテンツ1ページに記載の「お問い合わせの種類」をメールタイトルに記載
(例)「介護経営DB」本システムのエラーに関するご質問

【メール本文】

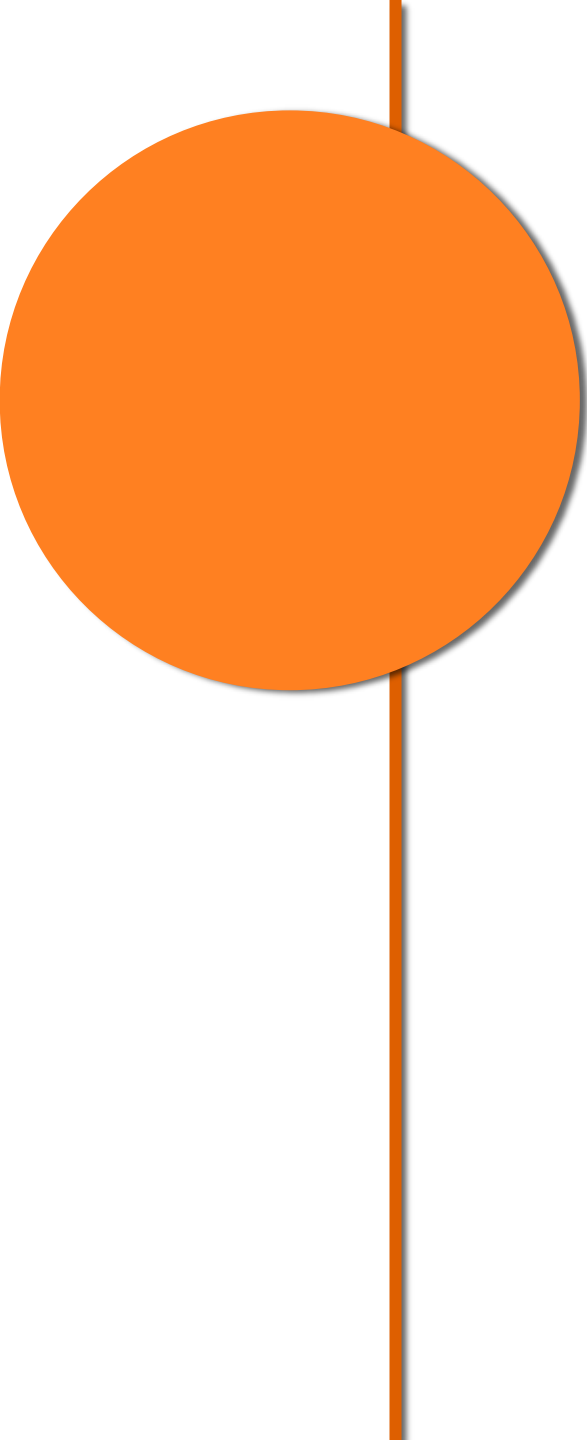
以下の項目について記載

- ①会社名 ②照会者のお名前 ③照会者のお名前(カナ)
- ④メールアドレス ⑤電話番号 ⑥お問い合わせの画面名
- ⑦操作マニュアルのページ番号 ⑧お問い合わせ内容

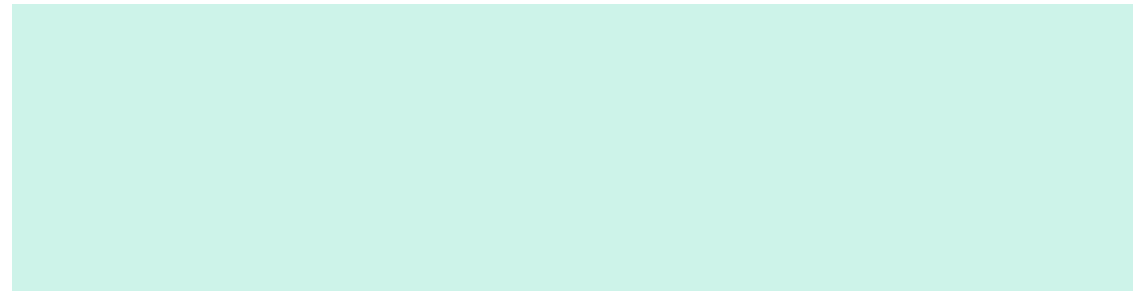
2 制度に関すること

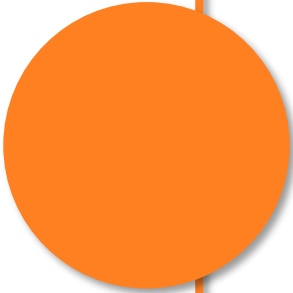
・福井県長寿福祉課介護サービスグループまでお問い合わせください。

TEL：0776-20-0332 メールアドレス：hokaisei@pref.fukui.lg.jp

A large orange circle is positioned on the left side of the slide, with a thin orange vertical line passing through its center from the top to the bottom of the frame.

介護サービス情報公表制度 報告項目の追加について





報告事項の追加について

1 運営情報

- ・利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況
- ・身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為等の適正化のための取組の状況

2 財務状況の分かる書類

- ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など

※会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、資産や負債、収支の内容が分かる簡単な計算書類でも可

3 職員の一人あたりの賃金（※任意）



お知らせ

1 県証紙の廃止

- ・令和7年3月末をもって県証紙が使用できなくなります
- ・令和7年4月からは手数料納付システムでのお支払いをお願いいたします

2 手数料納付システムメンテナンスに伴うシステム利用の一時停止

- ・停止日時 **令和7年3月19日（水）13:00～3月27日（木）8:30**